

公演学術講演会 2004年7月1日 金沢星稜大学経済学部

続発する不祥事から企業のあり方を考える

——三菱自動車のリコール・欠陥隠しを中心に——

関西大学教授 森岡孝二

はじめに

はじめまして。実は本年1月22日に予定されていた本学の講演会で話をするはずでした。当日の朝、京都駅から雷鳥に乗ったのですが、敦賀をすぎたあたりから雪が激しくなり、小松駅に止まったまま8時間立ち往生。小松を出て金沢駅に着くまで1時間。結局都合9時間、電車のなかに缶詰めになりました。もちろん講演会はお流れとなりました。指定のホテルに駆けつけたときは夜の9時を過ぎていましたが、なんとその時間でも本学経済学会の先生方がお待ちくださっていて恐縮しました。

そのときから「もし機会が得られるなら、年度を改めて、ぜひ金沢星稜大学に伺いたい」と希望しておりました。今回このような機会を与えてくださって、たいへん幸せに思っております。大雪で流会になったときに予定していたテーマとは少し違いますが、今日は、「続発する企業不祥事から企業の在り方を考える」をテーマに、三菱自動車のケースを中心に1時間ほど話をしてみたいと思います。

本論に入る前に、少し自己紹介をさせていただきます。関西大学では「政治経済学入門」と「応用政治経済学」という科目を担当しています。それと同時に社会活動として、弁護士、公認会計士、大学教員、一般の株主と市民などが集まって企業監視を目的に1996年に大阪市で設立された「株主オンブズマン」という市民団体に参加しています。設立当初はNPOの法律ができておらず、法人格を得るために有限会社としてスタートし、私とその代表取締役ということになったために、当時『読売新聞』の「顔」欄に「社長になった大学教授」と紹介されました。その後NPOの法律ができ、昨年6月には大阪府に申請して、正式にNPO法人（特定非営利活動法人）として認証されました。その結果、現在は「NPO株主オンブズマン」の理事長をしております。

1. 企業不祥事と内部告発およびコンプライアンス

総会屋利益供与

今、日本社会で大きな問題になっていることの一つに企業不祥事があります。不祥事は英語では wrongdoing（悪事、不正行為）といい、文字通りよくないことです。とはいえ、不祥事がたくさん出てくることは必ずしも悪いこととは言えません。企業の違法・不正行為がいろいろ出てくるのは、従来隠されるか見過ごされてきた問題が明るみに出ることだと考えれば、むしろよいことだともいえます。問題の所在に人びとが気づき、議論が始まれば、是正や改善に向かう可能性も生まれてきます。

わたしは株主オンブズマンにかかわる前から、労働時間について研究しております。人が働きすぎて死ぬことを過労死といいます。労働時間があまりに長く疲労が蓄積する、過重な仕事でストレスがたまるなどして、主に心筋梗塞、くも膜下出血、脳出血などの循環器病を発症して突然倒れるのが過労死です。最近多い過労自殺というのも過労死です。

資本主義の初期や産業革命の時期を考えますと、人びとはだいたい働きながら死んでいった。早死にというのはどこにでもありました。寿命にしても、今は比べものにならないほど短かく、人間はもろく、人生ははかないものでした。それに比べると、今は、みんな普通に生きれば長生きできる。みんな、建前としては人権が認められ、いちおう人間として尊重されるようになった。それにもかかわらず、日本では長時間の過重な仕事で命を奪われる人が後を絶たない。そのために過労死が社会問題になってきたのです。

過労死がよくないことであるのはいまでもありません。しかし、過労死や働きすぎが問題になってきたということは、不幸なことではありますが、人びとが過労死をなくさなければならぬと考え、なくすために取り組むようになってきたという限りでは、事態は改善に向かっていることを意味します。過労死がありながら問題にもされない状況と比べると、希望をもつことができます。

本論にもどれば、近年、日本では企業不祥事がいろいろと起きています。よく問題になるのは総会屋です。総会屋という言葉聞いたことがない人はいないでしょう。けれども、総会屋とはどのような人なのかということになると、なかなか言いにくい。株を持って、会社に言いがかりをつけて会社から金品をゆする。これも総会屋の一つの姿です。総会に出てきて、議事進行を取り仕切り、暴力的に議場を制圧する。これも総会屋の一つの姿です。

しかし、他方で、総会屋というのは、会社によって飼われて、会社の道具として使われている。かつてはよくあったことですが、会社は一般株主の発言を封じるために総会屋を利用する。あるいは、企業のなかに派閥抗争があつて、ある勢力を抑え込むために総会屋を使う。あるいはまた、紛争処理に際して闇の世界とつながりを付けるためや、情報を集めるために総会屋を利用する。このような面から言うと、総会屋がのさばってきたのは、総会屋よりも、むしろ企業の側に原因があるとも言えます。よくいわれる総会屋利益供与事件というのは、企業が総会屋に金を渡す犯罪です。その場合、表の帳簿では払えませんが、会計的に不正な手法で裏金を作ります。

株主オンブズマンが発足した1996年当時の事件では、野村証券の総会屋利益供与事件が有名です。同社は、1995年に、小池隆一という総会屋に、その年の株主総会に協力してもらうために、現金3億2,000万円を渡したことが明らかになっています。これには当時の第一勧銀（今のみずほ銀行）や大和証券、日興証券、山一証券（倒産で消滅）も絡んでいます。第一勧銀による118億円もの迂回融資を含め、4社1行が行った総会屋利益供与は、起訴された分だけでも、総額125億円に上ると報じられています。

野村証券の場合は、総会屋に対して、現金で3億円を超える金を渡したのです。この裏金を作り出すために、美術商から1枚5,000万円くらいの絵を1億円で買い、5,000万円をキックパ

ックとして受け取る。これを6回やれば、3億になる。そのようにして、裏金ができるわけです。

こうした総会屋問題というのは、いまでもなくなっておりません。今年3月には西武鉄道の元専務らによる総会屋利益供与が発覚しました。活動している総会屋の人数は前よりは少なくなっている影を潜めているようですが、まだ残っています。

内部告発とサービス残業

野村証券の総会屋利益供与事件はよく知られているように社員の内部告発によって発覚しました。これにかぎらず、最近の企業不祥事の特徴は、多くの場合、内部告発と絡んでいる点にあります。

英語で内部告発は「ホイッスル・ブローイング (whistle blowing)」と言います。笛を吹いて企業や団体のなかの違法・不正・危険などを社会に警告するという意味です。違法・不正の現場にいる労働者、従業員が社会に向かって警笛を鳴らす。これが内部告発です。

2000年に発覚し、今年新たに問題になった三菱自動車のリコール隠しもそうです。2002年には東京電力の原子炉損傷隠しが問題になりました。2002年には雪印食品や日本ハムで、国のBSE(牛海綿状脳症、狂牛病)対策の国産牛肉買い上げ事業を悪用し、外国産牛肉を国産牛肉だと偽装して、巨額の補助金をだまし取った事件が内部告発で発覚しました。

最近では武富士の電話盗聴も問題になりました。武富士では実はもう一つ、サービス残業の不払い事件もありました。早出や居残りや所定時間外に働くことを残業と言いますが、残業した場合は、使用者は労働者に対して、残業時間分の賃金にプラスして最低25%増しで割り増し賃金を払わなければなりません。労働基準法の定めではそうになっています。アルバイトで法定の8時間を超えて残業をした場合も同様です。仮に時給が800円で、2時間の残業があったとします。この場合、残業賃金としては、少なくとも、(時給800円+割増200円)×2時間で2,000円が払われなければなりません。それにもかかわらず割増はおろか、残業分の時給でさえ支払われないことがしばしばあります。これをサービス残業あるいは不払残業といいます。

2003年7月には、武富士が約5,000人の社員および退職者に過去の不払残業(サービス残業)手当35億円を支払ったことが大きなニュースになりました。これは同社の元社員が大阪市の天満労働基準監督署に告発した結果支払われたものです。同年の12月には、中部電力が名古屋北労働基準監督署の是正勧告を受けて、全従業員の3分の2に当たる1万1,950人の不払残業について、総額65億2,000万円の支払いを行ったことが明らかになりました。これをも含め、最近増えている残業代の未払い分の支払いはほとんどが労働者の告発を受け労働基準監督署が是正に動いた結果です。

日本の企業全体でいうと、サービス残業は年間1人平均で約350時間に達すると推定されます。例えば、所定は7時間15分なのに、毎朝8時の始業の15分前に来て仕事をする、昼間休みは1時間のはずが30分しかない、夕方4時15分が終業のところ、所定時間外に45分ただ働きをする。これは表面上は8時間労働ですが、それでもただ働きは、1日で1時間半、1年に240日仕事をするとして、年間で360時間のサービス残業になります。この場合、正社員で時給2,000円、従業員は1,000人だとしましょう。これで計算しますと、年間の不払い賃金総額は9億円にもなります。

これから企業社会に入る学生の皆さんには、これは他人事で

はありません。職種や職場によっては1日4時間とか5時間とかいった異常に長いサービス残業がほとんど毎日のようについて回るところもあります。土日も出勤するというのも少なくないかもしれません。日本社会で、被害金額と被害人数で一番大きい企業犯罪は何かというと、実はサービス残業です。最近、労働者の告発を受けて労基署が監督に入って、不払が是正されるケースが徐々に増えてきました。それでもサービス残業はまだまだ広く行われています。

コンプライアンスと公益通報者保護法

企業不祥事にかかわっては、最近ではコンプライアンス (compliance) という言葉が良く使われます。これは「法令遵守」のことですが、広い意味では、単に法律や規則を守るというだけでなく、より進んで企業倫理、ビジネスエシックス (business ethics) に即応した経営をすることです。

コンプライアンスに関連して、内部告発者を解雇その他の不利益な取り扱いから保護する制度として、本年6月に公益通報者保護法が制定されました(2006年4月施行)。これは「内部告発」というと、密告的な感じがして響きが悪いというので、「公益通報」と言い換えたものです。1998年に制定されたイギリスの公益開示法 (Public Interest Disclosure Act) という法律を参考にして日本の法律を作ったために、公益通報という言葉が使われるようになったとも言えます。

これまでも原子炉等規制法や労働基準法などに内部告発者の保護規定がありましたが、特定の領域にかぎらず一般的・包括的に内部告発者の保護制度を定めたのは今回の公益通報者保護法がはじめてです。

しかし、これはできてみると、随分と問題が多い法律です。まず法律の仕組みがあまりにもややこしくて、普通の人々にはもちろん、弁護士のような法律の専門家にもすぐには理解できないといわれるやっかいな法律です。

その行為を通報した場合に解雇や左遷などの不利益な扱いからこの法律によって保護される行為はどのようなものか。刑事罰を受けるような違法行為を通報した場合は保護の対象になりますが、たとえ違法行為であっても、刑事罰が問われる行為でなければ、保護の対象にはなりません。また外国で危険な食品が問題になっているけれども、日本ではそれを規制する法律ができていないような場合は、通報しても保護されません。

この法律は、「企業内部にまず言いましょう、それでだめだったら監督や是正の権限がある行政機関に言いましょう」という仕組みになっています。それでもなおだめだったら、マスコミなどの外部に言ってもよいが、その場合はかくかくしかじかの条件がありますよということで、外部に通報することについて非常に厳しい制限を付しています。うかつに外部に言うと、保護されないような仕組みになっている。企業に言っても取り上げてくれないからと主張しても、企業が「わが社にはヘルプライン(通報窓口)が整備されている」と抗弁しさえすれば、保護されない恐れがあります。その意味で、この法律はないよりはましかもしれませんが、当初期待されたものにはなっておりません。

2 三菱自動車の欠陥隠しから見えてくるもの

三菱自動車の不祥事体質

ここで話を三菱自動車のリコール・欠陥隠しに移します。この会社は1970年に三菱重工から分社しました。三菱重工は、軍需産業との結びつきが強く、造船、大型機械、発電所設備、

航空機、兵器などを作っています。官公需という言葉があります。国や自治体、公庫、公団などが企業と受注契約を結んで、物品を買い入れたり工事を発注したりする。日本でこのような官公需比率が一番高い企業が三菱重工です。その三菱重工の自動車製造部門が独立して、三菱自動車が生まれました。

普通、三菱自動車ほどの大きな会社が独立すると、すぐに証券市場に上場するのですが、なぜか三菱自動車の場合は分社して18年後の1988年まで上場されませんでした。そして、1988年12月に上場されるや否や、三菱自動車の総会屋への利益供与が始まりました。警視庁によれば、三菱の他のグループ企業と横並びに、三菱自動車は1997年に担当者が逮捕されるまで、総会屋とのつきあいを続けてきました。1997年時点でいうと、総会屋に利益供与した金は933万円。1989年から1993年までの合計では、2,350万円を総会屋の銀行口座に振り込んでいます。このとき、当時の木村社長が辞任し、その後任についてこのまえ一連のリコール隠しの件で逮捕・起訴された河添克彦社長が就任します。

リコール・欠陥隠しに立ち入るまえに、もう一つ触れておく必要があるのはアメリカの三菱自動車で起きたセクハラ事件です。皆さんは記憶していないでしょうが、話は1996年に戻ります。その年の2月に株主オンブズマンの活動がスタートして、6月には、バブル期のずさんな不動産担保融資の焦げ付きで経営破綻を来した日住金（日本住宅金融株式会社）の株主総会があり、税金投入を前提とした住専処理の一環として、日住金の営業譲渡、会社解散が決定されました。私はその総会で株主総会なるものに初めて出席したのですが、同じ年の同じ日に三菱自動車の株主総会がありました。

その日は株主総会の集中日でした。日本の企業の8割は3月期末の決算です。その8割は6月末（6月25から29日あたりの土日月を除く日）の同日に一斉に株主総会を開きます。今年も6月29日でした。少しずつ正されてきていますが、それでもなお上場企業の全総会の6割強は集中日に開かれています。三菱自動車は1996年も今年も集中日開催でした。

1996年の集中日には、三菱自動車の総会会場の前で、アメリカから来た女性団体、アメリカ最大の女性団体と言われる全米女性機構（NOW）のデンプシー副会長らが、日本の支援者とともに、アメリカ三菱自動車のセクハラ問題について抗議行動を繰り広げ、それがテレビや新聞で大きく報道されました。このセクハラ事件では、1996年に訴訟が起こされ、1998年に約300人の女性労働者に総額3,400ドル（当時のレートで約48億円）の賠償をおこなうことすでに和解が成立しています。

リコール隠しの発覚

国内での総会屋利益供与事件、海外でのセクハラ事件と相次いで不祥事があったにもかかわらず、三菱自動車は法令遵守や企業倫理の見地から社内体制を見直して、積年のうみを出すに至らず、むしろうみを隠すことになったのが、先ほど言ったりリコール隠しです。

朝日新聞記者の奥山俊宏氏が書いた『内部告発の力』（現代人文社、2004年）という本によれば、三菱自動車のリコール隠しは同社が三菱重工から分社した1970年ごろから始まった、あるいは遅くとも1970年代中に始まったと言われていますが、最近に至るまでそれが正されることはありませんでした。

リコール隠しは、最初は2000年6月になされた内部告発によって発覚いたしました。6月末の株主総会の前に、三菱の社員と名乗る人物が、当時の運輸省（現在は国土交通省）に電話

で、「三菱は組織的にリコールを運輸省に届けずに隠している。その書類は会社のロッカールームにある。監査に踏み込む場合にはかくかくの注意をされたい」、という主旨のことを通報しました。結局、総会の前には踏み込まずに、7月5日になって、運輸省の6人の専門監査官がチームになって、三菱自動車の本社に乗り込みました。まず、問題のロッカールームを最初に押さえて、証拠物件を押収しました。それから監査が始まったのですが、三菱自動車側はいろいろな手を使って、なんとか逃れようという対応をします。

三菱自動車には「監査対応マニュアル」が作られていて、監査が突然入ってきた場合にどうするか、どういう手順で隠しとおすかを社員に徹底し、実地訓練もしていたそうです。オープン情報にはパブリックのPというマークが、秘匿情報は秘匿あるいは秘密のHというマークが付され、情報をPとHとに分けて、運輸省へはPのほうは報告するけれども、Hは報告しない。コンピュータの上でも、立ち入り検査があっても、Hは読めないような設定になっていました。運輸省の監査はその日のうちに終わらずに、翌日に持ち越すことになったことから、会社は夜、社員たちを動員して、鉛筆で書いたものは消しゴムで消して書き直す。それから、コンピュータ上で、読めないようになっていたH情報で、三菱のロッカールームに入っていて押収されたものについては、Hを全部Pに置き換える。つまり秘匿情報を公開情報として、秘匿情報はなかったことにする。さらに、押収されてない書類については、シュレッダーにかけるという作業を徹夜でしたそうです。結局、隠した量が多すぎてそれも間に合わずに、朝が来て、再び運輸省の監査官たちがやってきた。さきほどの奥山氏の本によれば、社員が徹夜したことがバレないように、会社は社員に「顔を洗え」と言ったそうです。で、結局、逃げ隠れできなくなって、最後は認めたわけですが、認めたといっても今から振り返ると、1998年3月以前のものについては、まだ隠していたものがあつたのです。それが明らかになったのが今年のことです*。

*この講演から2か月以上が経過した2004年9月27日、28日の2日間にわたり、三菱自動車は新聞各紙にお詫びの全面広告を出しました。27日の「お詫びをさせて下さい」という広告には次のように書かれています。

私たち三菱自動車は、2000年に「リコール隠し」事件を引き起こし、当時の社長が辞任をする事態に陥りました。その際、過去の膿をすべて出し尽くした、と申し上げていました。ところが、実際には1998年4月までの約2年分のデータしかさかのぼっていませんでした。本年6月、新経営陣の就任にあたり、さかのぼれる限りの過去のデータを洗い出しました。特別調査チームをつくり、会議の議事録から販売会社に残されていたデータまで、確認できたすべての資料約60万枚（約13万件）を一つ一つ調べ直しました。延べ4,000人、約3ヶ月（延べ40,000時間）にわたる作業でした。その結果、本来ならば2000年当時に「リコール届出などの市場措置」を行うべきであったにもかかわらず、届出を行わず「指示改修」という処置で済ませていたものが、明らかになりました。いわゆる「ヤミ改修」と、みなさまよりお叱りを受けたものです。これらについては、法規に基づき、適切に対応してまいります。三菱自動車にお乗りいただいている方をはじめ、多くのみなさまの信用を裏切ってしまったことを、深くお詫び申し上げます。

根深い安全軽視と隠蔽体質

2000年の夏に多年のリコール隠しが発覚したとき、当時の河添社長はどのような認識をもっていたのでしょうか。ここでちょっとそのことに触れておきたいと思います。株主オンブズマンが、三菱自動車のリコール隠しについて、同社役員の問題を問うために、株主代行訴訟という裁判を起こしました。経営者が違法・不正行為をした、あるいは会社に重大な損害をもたらすような義務違反をしたとします。その責任を会社の監査役会などが問うなら、それでいいのですが、通常は、身内を庇うというか、お互いに馴れ合って、責任追及のためのアクションを起こさない。その場合に、会社に代わって、会社のために株主が訴えを起こすことを、株主代行訴訟といいます。

一般的に言って、この裁判で判決や和解を通して、原告の主張が認められれば、被告の役員は会社にもたらした損害のすべて、あるいは一部を会社に返還することになります。しかし、それで損害賠償がなされても、原告の株主には、裁判のための調査費や旅費などを除けば一銭も還元されません。その点で、株主代表訴訟は、株主には経済的な利益がない訴訟です。しかし、企業の自浄作用がほとんど働かないなかで、違法・不正行為の是正や再発防止に大きな役割を發揮してきました。

株主代表訴訟は、情報開示を通じた真相究明にも有効です。この訴訟で明らかになったところでは、リコール隠しの刑事事件の供述調書のなかで、当時の河添社長は、次のように言っています。

「私が社長に就任後の最大の懸案事項は、経営の建て直しであり、またこれがすべてであったのです。……当社の有利子負債は1兆9,000億円という多額であり、企業の信用を表す格付け評価も下がり、有利子負債を1兆円まで下げないと、国内外の金融機関からの融資が得られず、企業としての存亡の危機にあったのです。……社長としての業務管理の全体から見れば、企業品質管理業務（安全確保）に関する問題は、極めて比重の低い問題で、ほとんど眼中になかったというのが実感でした。……リコール隠しをすれば、100万円以下の行政罰があること、および運輸省に情報等の虚偽報告をすれば、罰金刑があることも知りませんでした。……まさかこの問題がここまで大きな社会問題にまで至ろうとは考え及びませんでした」。

これが河添社長の認識を示す言葉です。この程度にしか安全ということを考えていない。この程度しか、法違反ということを考えていなかった。頭にあったのは、借入金金をどのようにして少なくするか、どのようにして資本提携をしてくれる外国の会社を探すかということでした。その結果、見つかったのが、ダイムラー・クライスラーです。

2000年には内部告発でリコール隠しが発覚し、刑事事件にもなり、また株主代行訴訟もありました。このとき徹底的にメスを入れて膿を出しておけば、問題は解決されたはずでしたが、それができなかったために、いまに至ってトラック・バスなどの大型車でも乗用車でも次ぎ次と欠陥隠しの問題が出てきているわけです。

今から振り返ると会社の説明にはいろいろと嘘があります。昨年11月、三菱自動車の株主代表訴訟が大詰めを迎えていた頃のことです。東京地方裁判所で、裁判官は、被告役員に対してでなくて、三菱自動車に対して、2002年1月に起きた横浜のタイヤ脱落事故による母子死傷事件などについて釈明を求めました。それにたいし、三菱自動車の法務担当者は、「トラック業者が長時間、長距離、過積載で、車を使っていた」、「整備事業会社（修理工場）の整備に不備があった」と説明してい

ます。これはいずれも車のユーザーと整備事業者責任をなすりつけるものです。車そのものに欠陥はない、したがって車の設計や製造工程の問題はないというわけです。しかし、これが嘘であることはいまでは明らかです。

それから、2002年の10月には、山口県内でクラッチ系統の欠陥で運転手が死亡するという事件が起きました。この直後にあった10月23日、内閣府の国民生活審議会におけるヒアリングでリコール隠し発覚後の取り組みについて説明を求められた場では、三菱自動車は「品質管理体制、安全確保と企業倫理の徹底に取り組んでいます」という報告はしましたが、2000年以降も車の欠陥で死亡事故を起こしていたことについては説明しておりません。実は、2002年には、先ほど言ったような事件が起きていたにもかかわらず、それを隠していたのです。

火だるまの三菱自動車とグループ支援

その後、問題が次々と明るみに出てくるなかで、2004年4月には、ダイムラー・クライスラーという最大の株主が「三菱自動車の経営をこれ以上支援することはできない」と声明したことをきっかけに、欠陥車問題は、経営再建問題に飛び火しました。というより、経営は元々火だるま状態でしたから、三菱自動車は会社存亡の危機に立たされることになりました。

そこで登場したのが、三菱グループによる三菱自動車の救済であります。三菱重工、東京三菱銀行、それから三菱商事、三菱化学、三菱電機等のグループ企業がありますが、これらが、それぞれ応分に投資をして三菱自動車を救いましょうというのが、ダイムラー・クライスラー社が手を引くことになった後に発表された再建策です。

株主が持つ権利の一つとして、株主代行訴訟とは別に、取締役の行為によって回復不能の損失が生ずると予想される場合には、取締役の行為の差し止めを求める権利があります。これにもとづいて、三菱自動車が消費者、ユーザーの信頼を完全に失っているもとは、再建は難しい。問題の再発防止のための抜本的な社内改革を迫ることなく、三菱自動車を救済するために安易に400億円を出資することは、ドブに金を捨てるようなもので、回復しがたい損失をもたらす恐れがある。これは経営者として誤っていますよ、だからやめなさい、という趣旨の仮処分申し立てを東京地裁に起こしました。

この訴えは、「出資を止めれば三菱自動車がつぶれて、出資を超える損失が三菱重工その他に発生するからストップできない」という理由で却下されました。しかし問題は残っています。このところの三菱自動車の大幅な売り上げ減から見ると、同社がユーザーの信頼を回復して、立ち直れる可能性は少ないと考えられます。

一昨日の6月29日に三菱自動車の株主総会がありました。私は出席していませんが、多くの出席株主から厳しい質問や意見があったと報道されています。わたしの手元に、「バジェロに乗っている一人のユーザーであり、株主でもある」と自己紹介している方からの手紙があります。ちょっと読んでみましょう。

「古くなってきたので、車を売りに行ったら、中古車屋から断られた。理由は『いつ潰れるか分からんメーカーのものは買いたくない』ということであった。……なるほど、殺人社の殺人車かもしれないと思って諦めた。実に情けない。自動車メーカーの風上にも置けない決定的な不祥事を三度もやった。性根の腐りきった、しかも嘘で塗り固めた性懲りもない隠ぺい体質は少々なことでは直るまい。……口先では『お客様第一』と言いながら、実際には第二、第三なことがわれわれユーザーにも分

かってきた。世の中は甘くない。致命的な高いツケをしっかりと払って、猛反省すべきだ。

以上をワープロで打って、それでも気持ちが収まらないのか、赤のボールペンで次のように付け足しています。

「資金融資を表明する三菱グループの、特に三菱重工は、三菱自工の生みの親であり、この母体会社も隠ぺい体質のカッコツケ会社に違いない。さんざん罪を犯したバカ会社は天罰をこっぴどく受けるべきで、信頼回復など夢のまた夢であり、再建などおぼつかないでしょう。こんなところをバックアップするのはもってのほかです」。

三菱自動車の従業員から言えば、三菱は再建されてほしい。その従業員だけではなく、三菱自動車がある工場の周辺住民など三菱自動車と結びついて生活している人々も、できれば三菱が立ち直って、メーカーとして再建されてほしいと願っているでしょう。わたしも願わくばそうなってほしいと思います。

しかし、企業は消費者、車で言えばユーザーの信頼を失えば、すべてを失うと考えなければなりません。車は、高い金を払って買う消費財であり、移動手段として、生命に非常に大きなかわりのある商品です。安全こそが命の車の、安全にかかわる情報を隠す。しかも死傷事故があっても、それを直ちに明らかにしない。これではユーザーが「もう乗りたくない」というのは当然です。

実はわたしも三菱の車のユーザーであります。わが家はミラージュ、ランサー、ランサーと乗り継いできました。正確にいうと、わたしはノーライセンスで、妻が運転しています。今のランサーは2000年のリコールの対象車でした。当然、会社から、あるいは販売店から「リコール対象車です」という連絡があるはずでした。しかし、なぜか連絡がないので、気になってインターネットで検索をしまして、車台番号を入れると、リコール対象車であることが判りました。

そこで販売店を介して、三菱の整備工場に連絡を取ったところ、「持ってきてください」というので、妻が持っていくと、間もなくして車が返ってきました。そのときは「異常ありませんでした」との話でした。それから3年あまりたった去年の秋、高速道路を走った数日後、妻が運転しているときに異常音がして走行不能の状態になりました。結局、自力では車庫入れができず、JAFにきてもらい、近くの整備工場でもてもらった。そこは、国内各社の車を整備する工場ですが、そこでみてもらったら、2000年のリコール隠しの対象車だという。そこで、三菱自動車の整備工場に回してもらいました。

その結果、「エンジンを取り替えました」ということで三菱の整備工場から車が返ってきました。最近、気になって最終段階の整備をした工場に行き確かめてみますと、実は2000年の点検の際にクランクプーリーのボルトが取り替えられ、しかもそのときの締め付けの圧が足りずに、去年の秋になってそのボルトが脱落して、走行不能に陥ったことが判りました。こういうことはまったく聞いていなかったことです。いわゆるヤミ改修だったのかもしれない。

もし高速道路を走っているときに走行不能になったら、被害、加害のいずれにせよ、たいへんなことになった可能性があります。これと似たようなことは、わたし以外の人にもあったと推測できます。あまりおおげさに言っただけですが、今のところ、三菱自動車のリコールは、安全点検整備の段階でも、問題があるように思います。

3 情報開示と企業の社会的責任

障害者雇用状況の情報公開

以上、三菱自動車をリコール・欠陥隠しに例に、企業不祥事について見てきました。事件の教訓として何が重要かということ、結局、「情報開示」です。「嘘を言わない」「透明な経営をする」ということが大事です。

この点で参考になるのは、企業の障害者雇用情報に関して、2002年11月に情報公開審査会が出した答申です。

参考までにいいますと、障害者については、民間企業は常用労働者の1.8%（国と地方公共団体などは2.1%）の障害者を雇用しなければいけないということが法律で決まっています。これを法定雇用率といいます。しかし、実際には、雇用率は全国平均で1.5%を下回り、7割近くの企業は未達成です。しかし、達成している企業を誉めようにも、達成していない企業を批判しようにも、個々の企業の雇用状況は、有価証券報告書で詳細な企業情報の開示が義務づけられている上場企業でさえ、秘密にされてきました。

そこで、株主オンブズマンは障害者団体と協力して、障害者雇用の情報公開を厚生労働省に求めました。すると企業名が墨で消されたものしか出なかった、つまり肝心の情報が公開されなかったので、再度申し立てたところ、厚生労働省の諮問に対する答申のかたちで、情報公開審査会から公開すべきだという決定が出されました。それが以下の文章です。

「市場参加者（消費者や投資家）の必要とする情報には商品の質、価格、証券発行会社の財務状況についての情報だけでなく、企業が、法規に合致して行動しているか、さらに、いわゆる社会的責任をどれだけ果たしているかについての情報も含まれる。この企業あるいは経営者の社会的責任は、環境汚染の防止、環境負担の軽減、男女共同の社会参画、障害者の自立への協力、その他メセナ活動などその範囲は広い。企業活動が我々個人の日常生活に及ぼす影響が大きい現在、企業がどのような行動をとっているかの情報は、我々が、例えば、商品の購入、投資決定など日常的な決定をしていく上で欠かせない」。

「企業の行動に関する情報が公開されることにより、市場により、あるいは、世論の力によって企業の行動が社会的に批判され、また、その批判によって企業が、社会的に責任のある行動をとるようになり、緩やかな社会の改革が可能になる」。

「法律によって企業に要請されている行動を企業がどのように果たしているかを知ることは、企業の行動によって影響を受ける市民の当然の権利である。更に重要なことは本件対象文書に係る情報は障害者の基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権に係るものであることから、その情報を持っている行政機関がそれを秘匿すべきであるとすることは認められない」。

われわれが物を買う。あるいは株を買う。そのような場合、適正に情報が開示されていないとまともな判断ができない。その情報は、企業として都合の悪い情報でも、消費者、投資家が知る必要がある情報はちゃんと開示しなさい。とくに法律で定められていることに関する企業の情報を知るとは市民の権利である。企業の情報が公開されることによって、人びとが企業の行動を監視し、また、企業は世論の批判に応じて、より良い企業になっていく。情報公開審査会の判断にはこういうまっとうで注目すべき考え方が示されています。

この答申が出てからは、情報公開手続きにしたがって請求しさえすれば、障害者の雇用数、法定雇用率の達成状況、不足人数に応じてある種のペナルティとして支われる障害者雇用納付

金などが、公開されるようになりました。株主オンブズマンは実際に公開請求をして、大阪における従業員1,000人以上の企業の障害者雇用状況を同会のHPに掲載しました。これは従来秘密にされてきた企業情報の公開として注目すべきことです。

企業の社会的責任と社会的責任投資

「情報開示」や「情報公開」に関連して、最近とみに注目を集めているのは「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility, CSR)と、「社会的責任投資」(Socially Responsible Investment, SRI)です。今年の株主総会集中日の翌日、つまり昨日、「日本経済新聞」に多数の企業の決算報告が一斉に出ました。あまりにも膨大なページ数の退屈な紙面に変化を持たせる意味もあってか、あいだのページにいくつかの特集企画が載っています。

その一つに大和総研主任研究員の河口真理子氏が、「CSR推進手段としてのSRI——投資家の意思を直接伝えるSRIの役割」という文章を書き、アメリカと日本における株主行動に触れています。いささか我田引水ですが、株主オンブズマンに関する部分を引用しておきます。

「株主行動は、米国では1960年代以降、反戦・公民権運動などの社会運動の広がりと同時に注目されるようになった。株主行動を知らしめたのは、社会運動家ラルフネーダーが1969年におこした『キャンペーンGM』である。GMに対してマイノリティの雇用や公害防止など九つの株主提案を提出し、機関投資家に広く働きかけたことから社会の注目を集め、最終的にGMは1973年に、黒人取締役の任命と公共政策委員会を設置することに合意した」。

「日本でも、徐々にだが株主行動が動き始めている。……今年のトヨタの株主総会は、総会集中日から6日早い6月23日だが、これは昨年、NPO株主オンブズマンが提出した『総会開催日を株主が参加しやすい日に変更すること』という株主提案が12.8%の賛成を得た結果である。昨年ソニーでは女性を、雪印では消費者代表を、それぞれ社外取締役に選任したが、これも株主オンブズマンの株主提案の成果である」。

ここで株主提案について説明しておけば、商法のなかに、株主は株主総会に議案を出すことができるという規定があります。株式売買の最小単位を単元株といい、それを1個と数えます。通常1,000株が1単元、企業によっては100株が1単元となっています。JR西日本、東日本、NTTなどは1株が1単元です。300個(300単元)の株を持っていれば、あるいは300個の株の委任状が集まれば、株主は株主総会に議案を出すことができます。わたしたちが株主総会に議案を出すときは、会社から株主名簿を取り寄せて、株主に呼びかけます。たとえば今年、「役員の報酬については個々の役員毎の金額を株主に明らかにする」という提案をソニーおよびトヨタに今回出しました。ソニーに対しては同じ提案を3年前から出しておりますが、ソニーでは役員報酬の個別開示に関心をもつ外国人株主、とくに海外の機関投資家の持株が多いということもあり、31.2%もの賛成を得ることができました。トヨタはでも今年約20%(19.6%)の賛成がありました。

株主提案にこれだけの賛成があるというのは、非常に大きな意味があります。なぜなら、普通、個人株主は白紙で投票します。白紙は、会社提案については賛成として扱われ、株主提案については「反対」として扱われます。これはフェアではありません。アメリカと違って、日本の場合、株主の議決権行使ハガキには、賛成か反対しかなくて、棄権(保留)の欄はない。

これもまたフェアではありません。

フェアではないということかというと、総会では議案について質疑応答があり、採決がされます。ですが、実はその票数は一切採決に関係ないのです。前の日までに来た、議決権行使ハガキですべて集計されていて、当日の議場の票決は形ばかりで、実際にはカウントされません。だから、質疑応答で熱弁を振るって、会社の議案に反対だとか、株主提案に賛成だとかいう演説をし、それを聞いて賛同に回る人が出てきても、議決には何の影響も与えないことになっているのが現状です。

わたしはアメリカの株主総会を傍聴したことがあります。アメリカの私が見た総会では、議案の説明のあと質疑応答があって、採決するときに投票を変更する人がいる。そのために議場で投票態度を変更する人の確認を改めてやるのです。結果は変わらないとしても、議場の討論で賛否が変わるケースを考慮に入れて、投票がカウントされています。

本題にもどると、ソニーでは役員報酬の個別開示を求める株主提案に3割もの賛成があったにもかかわらず、会社は開示に踏み切らないままであります。女性役員については17%の賛成があっただけでも受け入れられて実現したのと対照的です。これは要するに、役員報酬の個別開示については抵抗が大きい、日本の会社は役員報酬については密室主義で透明性がないことを意味します。これが打破されるどうかは、日本の企業の情報開示や、透明性の試金石です。おそらく少なくともあと1年、2年かかるでしょうが、世界は単に役員報酬を個別開示するというだけではなく、「個別開示を義務化する」流れになっています。主要国でそのようなになっていないのは日本だけです。しかし、いずれ変わっていかざるをえません。

おわりに

以上、まとまりのないまま、三菱自動車のリコール・欠陥隠しを中心に、企業不祥事、情報開示、および企業の社会的責任について考えてきました。はじめにも言ったことですが、不祥事が次々と出てくることは悪いことばかりだとは言えません。企業の違法・不正行為がいろいろ出てくるのは、消費者や投資家が賢くなって、従来は見過ごされてきた問題が批判を受けるようになったからだとすれば、そこから問題の解決や再発防止に向かう可能性も出てくるわけです。

かつては企業内の違法・不正行為の多くは、「臭い物に蓋」ですますことができました。しかし、今では一時しのぎにせよ、隠すことは難しくなっています。消費者や株主が賢くなったために、企業はいったん大きな不祥事を起こすと、致命的な打撃を受けるようになったともいえます。

近年の日本では、大企業でも終身雇用や年功序列制度が崩壊し、リストラの影響を受けて正社員が減られ、パート、アルバイト、派遣などの有期雇用が増えています。こうした雇用関係の変化は、組織に対する労働者の忠誠心を弱めずにはおきません。従業員の多くが定年まで同じ会社で働きつづけた時代には、会社の利益のためには違法行為も辞さない「会社人間」が生まれる基盤がありました。そういう時代には社内のよからぬことも社内に封じ込めることができたかもしれませんが、従業員が使いつけにされる現代ではそれはむづかしくなっています。

要するに、今では安全・安心を志向する消費者意識、企業の社会的責任を重視する株主行動、内部告発を容易にする情報社会の進展、安定的な雇用関係の崩壊などによって、企業をとりまく環境は大きく変わりました。最後にこのことを強調して、私の話を終わりたいと思います。